

連合専用給水装置適用（変更）届

年 月 日			
読谷村水道事業管理者 読谷村長 殿		申請者（所有者又は管理者） 住 所 氏 名 印 電 話	
建物の名称			
建物の所在地	読谷村字	番地	
水道番号	— —	量水器番号	
総戸数	戸	料金負担戸数	戸
建物階数	階	口 径	mm
備 考			

※建物の増改築等により戸数異動が生じたときは届け出てください。

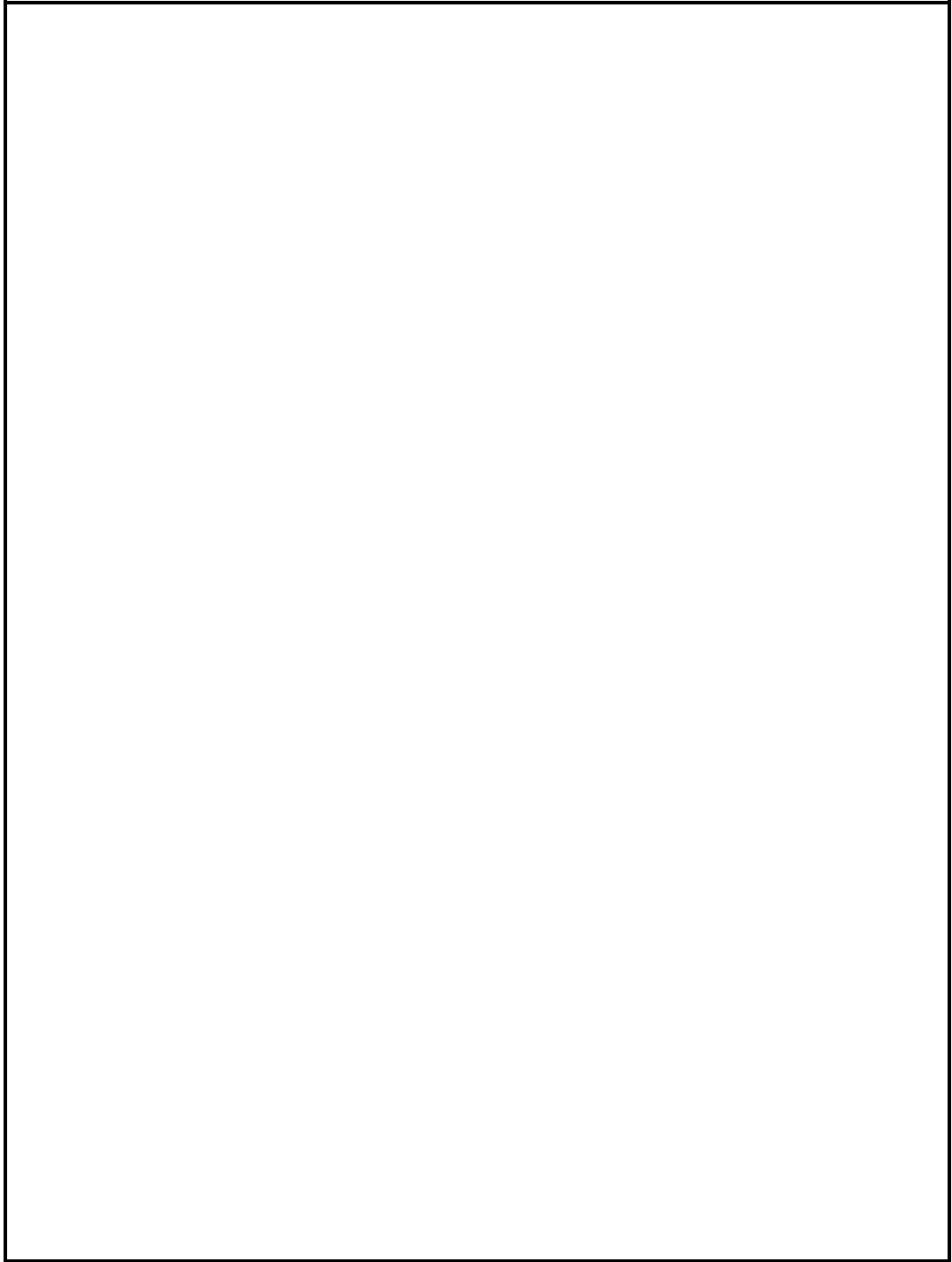
読谷村上下水道課（982-9223）

現 場 調 査	調査年月日 年 月 日		
	調査員 印 (備 考)		
適用の可否	可 ・ 否		受 付
適用年月	年 月分から		
決 裁	課 長	水道施設係長	業 務 係 長



平 面 図

建物の名称： \_\_\_\_\_



## 連合専用給水装置に関する条件承諾書

- 1 給水装置、設備の維持管理、水質管理及び各戸料金の徴収に関し責任を負い、また水道事業へ納付期日までに納付し滞納による処分には一切異議申し立て致しません。
- 2 村の設置したメーター（親メーター）を常に清潔にし、検針し易い状態に保持します。
- 3 給水装置の所有者が村内に居住しない場合は、村給水条例に定める処理をさせるため、村内に居住するものの中から代理人を選定し、水道管理者に届けます。
- 4 入居戸数の変動が生じた場合は、すみやかに届けます。
- 5 増改築による戸数の増減、用途の変更又は解約する場合は、連合専用給水装置変更届、解約届等をそのつど提出致します。
- 6 給水契約者、所有者、管理人等の変更がある場合は変更届を提出致します。
- 7 その他、水道事業の業務の遂行に支障がないように協力致します。
- 8 ご承諾の後、上記の条件に違反した場合は適用を解除されても異議はありません。

年 月 日

給水契約者 住 所： \_\_\_\_\_ 番地  
氏 名： \_\_\_\_\_ 印  
電 話： \_\_\_\_\_

読谷水道事業管理者  
読谷村長 殿

## 連合専用給水装置適用における基準

- 1 給水装置（配水管より直結された給水管）と用水設備（貯水槽以下のその他の飲料水設備）がバイパス使用されている場合は適用させない。
- 2 用途は一般家庭用のみの適用であり、雑居ビル等には適用させない。  
（ただし、メーターを分離し使用した場合にはこの限りではない。）
- 3 三階以上の建物で貯水槽が設置されていないカ所は適用させない。  
ただし、水道事業管理者が認めた場合はその限りではない。その際は、建築主からの承諾書が必要
- 4 入居者名簿が提出されないカ所には適用させない。
- 5 建物の平面図が提出されないカ所には適用させない。
- 6 申請内容と現状が違う場所には適用させない。